

さいたま市告示第 1766 号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成 13 年さいたま市条例第 205 号）第 10 条第 1 項により自転車を撤去し、同条第 4 項の規定により保管したので、第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 28 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和 7 年 11 月 21 日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 19 台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/11/17	東浦和駅	埼玉県警23-233640930	HS3F30474		
2025/11/17	武蔵浦和駅	長野県警CD5174	WC8047166P		
2025/11/18	中浦和駅	埼玉県警18-8226880	A17AL47399		
2025/11/21	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5540764	A15AH27855		
2025/11/21	浦和駅西口	埼玉県警19-194628960	A19AG33469		
2025/11/21	浦和駅西口	埼玉県警24-241844587	SXE015334		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2025/11/17	大宮駅東口	埼玉県警25-251680833			
2025/11/17	宮原駅東口	埼玉県警23-234094157	STVLJ08444		
2025/11/17	土呂駅東口	埼玉県警23-234099426	SXF311208		
2025/11/17	日進駅	埼玉県警25-253944285	SYH029234		
2025/11/18	岩槻駅	愛知県警11-7-13947	S1H65953		
2025/11/20	大宮駅東口	埼玉県警21-211858753	GG0163160		
2025/11/20	今羽駅	埼玉県警24-240307430	GG3K42269		
2025/11/20	今羽駅	埼玉県警18-8267737	B7K75668		
2025/11/20	今羽駅	埼玉県警25-250986211	STWGC02126		
2025/11/20	西大宮駅南口	不明	VF19F00122		
2025/11/20	西大宮駅南口	不明	ASY16050		
2025/11/21	大宮駅東口	埼玉県警24-242335740	SYC010337		
2025/11/21	大宮駅西口	埼玉県警17-7136679	CBB02843		

合計: 19台

告示期限 令和7年12月12日